

ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典

慶應義塾大学
松尾 弘

1 ラオス民法典の特色－民主的な民法典

はじめに、日本のアドバイザリーグループを代表し、2018年12月6日、ラオス民法典が成立したことを心よりお祝いし、関係者のみなさまの長期間にわたる粘り強い努力と協力に対し、心からのお祝いと敬意を表します。この日、奇しくもラオスと日本の法整備支援20周年を祝う会が東京において開かれ、日本時間18時30分、ラオス時間16時30分、まさにその開会のタイミングでこのニュースが飛び込んできました。

ラオス民法典の比較法的特色をひと言でいうと何でしょうか。私は最も「民主的な民法典」であるという点にあると思います。その理由はラオス民法典の成立プロセスにあります。それは4段階に分けることができますでしょう。

第1は、準備段階です（2002～2012年）。民法典の起草に必要な情報を集め、起草者の能力を高める準備が行われました。この段階ではラオス民法典の教科書や問題集が作られました。

第2は、草案の起草段階です（2012～2015年）。この段階では、ターラートで全体構成を話し合い、決定した後、4つのワーキンググループに分かれて起草が始まりました。ヴィエンチャン、ターラート、東京、横浜で何度も議論を戦わせ、全8編・約650か条の最初の草案が姿を表しました。

第3は、パブリックヒアリングをしながらの草案の改訂段階です（2015～2017年）。北部・中部・南部でのパブリックヒアリングでは、率直な質問や指摘に対し、起草ワーキンググループのメンバーが応答し、その結果を条文の改訂に反映させました。また、世界銀行などからのコメントに対しても、メンバーはその内容をしっかりと吟味して、ラオスの国民の立場から、良い点は取り入れつつ、主体的に判断し、対応しました（2018年）。

第4は、国会審議の段階です（2017～2018年）。いったん提出された草案に対し、国会議員から多くのコメントが出され、さらなる改訂が行われました。

そして、2018年12月6日、ラオス民法典が成立しました。この日、第1の準備段階を入れると15年以上に及ぶ作業が1つの区切りを迎えました。私は深く感動しました。なぜなら、3年かかった第2の起草段階だけでなく、第3のパブリックヒアリングと第4の国会審議の段階にさらに3年以上の時間をかけ、これほど多くの人たちが意見を述べ、参加して出来上がったラオス民法典は、比較法的に見ても、最も民主的な民法典であることができるからです。これは国際社会の共通目標として2015年9月に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）、その目標（SDG16）におけるインクルーシブな制度（inclusive institutions）を通じたインクルーシブな社会（inclusive society）の構

築という理念にも合致するということができるでしょう。

2 ラオス民法典の意義―国民の民主主義教育の真の学校

ドイツの民法学者ルドルフ・イェーリングは、『権利のための闘争』(Rudolf von Jhering, *Der Kampf ums Recht*, 1872 [English translation: *Struggle for Law*])の中で、民法を中核とする私法によって播かれた種が、やがて公法や国際法において実りをもたらすと述べています。そして、民法は「国民の政治教育の真の学校」であると述べています。なぜなら、国民として、そして国際社会の一員として必要とされる権利・義務の感覚は、民法典が規律する最も身近な日常生活における権利・義務の感覚をベースにして養われるものだからです。人格権、所有権、債権など、自分にとって最も身近で重要な権利は何かを学ぶことにより、自分の権利と同じように他人の権利も尊重しなければならないこと、他人に対する義務を誠実に実行すること、公共の利益との調和を常に考えるべきことを、最初に教えてくれるのが民法典です。それは国民に最も身近な法律学校であり、国家に参加する国民1人ひとりが学ぶべきもので、イェーリングがいうように、「国民の政治教育のための真の学校」です。民法典によって国民の間に播かれた種が、国際私法や公法や国際法を成長させ、ラオスの法体系の大木として成長することになるでしょう。そして何より、民主的なプロセスを経て成立したラオス民法典は、「国民の民主主義教育の真の学校である」ということができるでしょう。

3 ラオス民法典の将来の課題

しかし、民法典という種を播いただけでは、優れた法体系に成長するとは限りません。それを強く、大きく育てるためには、水をやり、手入れをする、これからの努力が重要です。私は、そのためには3段階の作業が必要であると考えています。

第1に、民法典の国民への普及です。そのためには、民法典の中味とともに、みんなが大切にしてきた民主的な制定プロセスを「ラオス民法典制定史」としてしっかりと記録し、国民がラオス民法典の特色や誇るべき意義を理解できるような資料を整えることからスタートすべきだと、私は考えています。なぜなら、多くの人に理解され、そして何より愛されなければ、せつかくの民法典も単なる紙に書かれた文章にすぎなくなってしまいますからです。将来、ラオス民法典が、その制定プロセスを含めて、大学や統一研修所(NIJ)で教えられるにとどまらず、中学生たちに教えられている公民の教科書の中にも取り入れられることを願っています。

第2に、国際社会への発信です。ラオス民法典の制定プロセスとその内容は、日本を含め、外国にとっても関心の対象です。ここでも「ラオス民法典制定史」は大いに活用されるでしょう。そして、その中から、他国がこれから民法典を作ったり、改正したりする時に、国民の利益や伝統と国際標準との調和をどのように図るべきかなど、参考になる事項を抽出し、「ヴィエンチャン決議」として対外的に公表することには、国際社会へのラオスのプレゼンスを高めるためにも、有意義であると考えています。

第3に、そうした活動を通じて寄せられる様々な反応も取り込んで、さらなる民法典の改訂に向けた準備を始めることです。そのためには、現在の630か条の1条1条について、その趣旨、具体例、現行法との関係、関連裁判例、比較法、さらなる規定の増設や改正の余地について、入念なレビューをすることが不可欠です。その際には、ラオス民法典制定における様々な経験や反省も十分に生かされるべきでしょう。

これらの3つのサイクルが一巡した時、ラオス民法典はラオスの法体系とラオスの法律学を中心として、さらに大きな大木に成長することになるでしょう。こうしたサイクルの重要性は、今なお改正を繰り返している日本の民法典にも、同じように当てはまります。民法典づくりを通じて培われたラオスと日本の友好関係がさらに継続し、お互いの民法典の成長プロセスを見守ることができることを、願ってやみません。

4 ラオスと日本

2002年3月、私が初めてラオスを訪問する前に、バンコクの空港でヴィエンチャン行きのフライトに乗り換える搭乗ゲートに到着した時の印象を今も忘れることができません。私は「ここに自分の親戚の人たちがいる」と直感しました。ラオスと日本の間には深い繋がりがあるに違いないという思いは、ラオスの人々、ラオスの織物やお酒、ラオスの文化を知るに連れ、ますます深まってゆきました。しかし、私はその謎を解くことができませんでした。ところが、昨年9月、人類学の研究グループが、日本の愛知県にある縄文時代の遺跡で2010年に発見された約2500年前の人骨の全遺伝情報の解読に成功しました。それを他の古代人の遺伝子情報と比較する作業を続けた結果、それは約8000年前にラオスを中心に形成されたホアビン文化の民族の遺伝子とほぼ一致することが判明しました。これはラオス民族の一部が日本列島に辿り着いたという説を裏付ける有力な根拠とされています(2018年9月2日「日本経済新聞」30頁)。私はこの記事を見て、「やはりそうだったか」と、15年以上も抱いてきた私の直感が正しかったことが証明された気がして、とても嬉しく思いました。その直後、ラオスの民法典が成立したのです。

ラオスの布、ラオスのコーヒー、そしてラオスの伝統を保持しつつ、技術を高めた製品が増す中で、ラオスの国際ブランド力は着実に高まっています。おそらくラオス民法典もそういう道を歩むことを私は信じています。

これまで長きにわたり、私たちのプロジェクトを忍耐強く見守ってくださった、ラオスと日本のすべての関係者のみなさまに、もう一度心からのお礼を申し上げます。